

# 令和5年 第7回

## 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年7月14日（金）午後2時00分  
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

### 出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	×	10	衛藤 講治	○			

### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑  
農業振興課 甲斐 久満

### 議事録署名委員の指名

3番 橋本 みゆき 4番 後藤 栄治

### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第15号 農地所有適格法人の要件審査について

### 議 事

- (1) 議案第37号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第40号 現況証明（非農地証明）について
- (5) 議案第41号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第7回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時05分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 3番：橋本みゆき委員、4番：後藤栄治委員をお願いします。
-----	---

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告ではありますが、令和5年第6回定例総会から本日の令和5年第7回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた4点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第15号農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号5番の5案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

#### (4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第37号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは議案第37号の説明をさせていただきます。1ページの議案第37号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和5年7月14日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和5年7月18日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第37号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>(11番委員 退室)</p>
議長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第37号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>11 番委員の入室を認めます。</p> <p>(11 番委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 21 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 22 分)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページ、あわせて概要書の 1 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>9 番委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 9 番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の渡邊丸美です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、本人は営農をしないため管理に苦慮しており、農業委員会を通して農地のあっせんを依頼していました。譲受人は、申請地の近隣で営農する農家で、農業委員を通して申請地を紹介され、経営地の近くで利便性もよいことから、今回、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、自身は営農をしていないため管理に苦慮していました。譲受人は近隣で営農する兼業農家で、以前より申請地を管理しており、この度、譲渡人からもらってくれないかと相談があり、経営地の近くで利便性も良いことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地の近隣で営農する兼業農家で、現在、申請地は譲受人が管理をしています。譲受人も同じく、近隣で営農する兼業農家で、当該申請地について、今回、譲受人から所有権の移転について相談をし、譲ってくれないかと相談したところ、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>11番委員</p>	<p>次に、番号4番から番号6番までの3案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p> <p>大野の衛藤英教です。7月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は姪と叔父の関係です。譲受人は12年程前に県外から帰省しました。その際今回の申請地を取得しようとしたものの、当時運用されていた下限面積の要件に該当し取得できないまま現在に至っていました。今回、制度が変わり譲受人も取得できるようになったため今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>申請地は、元々譲受人の亡父が所有しており、譲渡人の亡父と当時は貸借契約により管理をお願いしていました。譲受人が相続の手続きをしていたところ、申請地の所有者が譲渡人になっていたことから、譲渡人と事実確認を行い、この度、所有権を譲受人に移転することで話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号6番の案件についてですが、貸人■■■■さん、■■■■さんから借人■■■■さんへの貸借による貸借権設定についてであります。</p> <p>借人は認定農業者として営農しています。借人は作物に合った土壌の農地を元々探し、農業振興課の職員に相談したところ、今回の申請地を紹介され土地所有者とも貸借することで話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>7番委員</p>	<p>次に、番号7番及び番号8番の2案件を7番：山崎淳三委員にお願いいたします。</p> <p>千歳の山崎淳三です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号7番の案件についてですが、貸人■■■■さんから、借人■■■■さんへの貸借による貸借権設定についてであります。</p> <p>貸人は、市外在住で自動車学校の教官として勤務しており、借人は白杵市で営農しています。借人が自動車学校に入学した際に貸人と知り合い、その際、貸人から仕事が多忙で実家の農地の管理に苦慮している旨の相談を借人が受け、貸借で話がまとまり申</p>

	<p>請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>申請地は元々譲渡人の母から依頼を受け譲受人の父がこれまで管理をしていました。譲渡人の母が亡くなり、相続した譲渡人も県外在住であることから、譲渡人から売買の相談があり、相談を受けた譲受人の父は高齢でもあるため、父の農業の手伝いをしている譲受人とで話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第38号の番号1番から番号8番までの8案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第38号の番号1番から番号8番までの8案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第38号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、あわせて概要書の9ページ、図面の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番までの3案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>三重の小野末芳です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は地縁団体であり、区民の集会の際は近くに駐車場がなく、やむを得ず路上駐車をしている状況です。これまでも、駐車場の確保のため農地以外の場所を検討しましたが条件に合わず断念していたところ、公民館に隣接する申請地の所有者である譲渡人より無償提供の申出があり、贈与で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)の農業従事者の良好な生活環境を確保するための転用は、許可をすることができるに該当する</p>

	<p>と認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さん、■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、大分市内の借家に家族4人で生活していますが、子どもが増え住宅も手狭になったことから、新築等を計画しました。農地以外で条件に合う土地を探しましたが、適地がなく断念していた所、申請地を見つけ、譲渡人と相談したところ、売買で話がまとまり申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号3番の案件についてですが、貸人■■■■さんから借人■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>転用理由は、番号2番の案件と同じで、貸人と相談したところ、使用貸借で話がまとまり申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>2番委員</p>	<p>次に、番号4番の1案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>三重の後藤綾子です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、以前から将来的に安定した収入を得るためアパート経営を考えており、市内で建築地を探していました。申請地以外の場所も検討しましたが、条件的に適当な土地がなく断念していたところ建設業者より申請地を紹介され、譲渡人に相談した結果、譲渡人も高齢で耕作ができないため売買で話がまとまり申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第39号の番号1番から番号4番までの4案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第39号の番号1番から番号4番までの4案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第39号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>

議 長	<p>挙手全員により「議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 40 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページ、概要書の 13 ページ、図面の 13 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号 1 番及び番号 4 番の 4 案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 10 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
10 番委員	<p>清川の衛藤講治です。7 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、傾斜地で搬入路も狭く亡父が耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父が耕作を放棄しそのまま荒れてしまい、申請者も市外に住んでおり、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号 3 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父の代に農地法第 5 条許可を取得せずに地元業者が資材用倉庫を建築した土地ですが、建築後 20 年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 4 番の 1 案件を 13 番：志賀義和委員にお願いいたします。</p>
13 番委員	<p>朝地の志賀義和です。7 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 4 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、農地法第 5 条許可を取得せずに知人が水道施設を建築した土地で、建築後</p>

	<p>20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、コンクリート敷きにしており周囲に影響はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第40号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい。2番委員。</p>
2番委員	<p>三重の後藤です。3番と4番の案件で、第三者が介入しているということでもう少し説明をお願いできたらと思います。</p>
事務局	<p>3番の案件につきましては、地元の建設業者が入っています。地元の建設業者が昭和52年に自分の土地と思いついで倉庫を建設したというふうに聞いております。今回、農地を農地のままで所有権移転することが出来ないため、非農地証明をして地目を変更してから、この建設業者に申請地を譲り渡すというふうに聞いております。</p> <p>4番の案件につきましては、知人というのは、この地区周辺に水道設備を設置している水道業者の方です。当時は所有者と知人の間で話が出来ていたのですが、今回、その方が亡くなられたことで奥様に所有権移転したいということで相談のあった案件です。この案件も、非農地証明をして地目を変更してから、申請地を譲り渡すというふうに聞いております。</p>
13番委員	<p>4番案件について補足しますが、申請者の居宅はすぐ近くで、知人の水道業者の方も隣に住んでいます。知人の方が去年か一昨年に亡くなられたのですが、以前より申請者の方と所有権移転の手続きについて話をしていたらしいのですが、今回奥様が上地の整理を進めるなかでそのことが判明し、二人で協議の上で相談があったと聞いております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>はい、12番委員。</p>
12番委員	<p>3番の案件について先程2番委員よりありましたが、20年前に無許可で建築物を建てたとのことですが、これは20年経てば現況証明で許可ができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>概要書の右側に判断基準というのがあります。</p> <p>農地法が改正され、20年というのが一つの基準になっております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第40号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第40号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>挙手全員です。</p> <p>挙手全員により、「議案第 40 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 41 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>（議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を、9 番：渡邊丸美委員と 25 番：藤野成一委員にお願いします。</p> <p>次に、番号 2 番の 1 案件を、9 番：渡邊丸美委員と 27 番：原尻吉也委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもちまして、令和 5 年第 7 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>（とき、午後 3 時 05 分）</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 3 番委員 橋本みゆき

〃 4 番委員 後藤栄治